

27文ス第807号
平成27年8月28日

南相馬市小高区地域協議会
会長 山澤 征 様

南相馬市長 桜井勝延



南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する件
並びに運営方針について（諮問）

地方自治法第202条の7第2項の規定にり、下記の事項に
ついて貴地域協議会の意見を求めます。

記

1. 南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する件
並びに運営方針について
(内容説明資料 別紙のとおり)

南相馬市スポーツ施設条例及び
同条例施行規則の一部改正の概要
並びに運営方針について

資料 2

1 改正の趣旨

平成27年1月から整備している「鹿島体育館」については、平成28年4月以降の供用開始を予定している。併せて、当該施設の管理運営は、指定管理者制度による管理運営を予定していることから、南相馬市スポーツ施設条例及び同条例施行規則、南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 南相馬市スポーツ施設条例

①別表第1 小高片草運動場の項の次に次のように加える。

鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原 186 番地の 1
-------	------------------------

②別表第2中「コート）」の次に「鹿島体育館、」を加える。

③別表第3小高片草運動場（テニスコート）の項の次に次のように加える。

鹿島 体育館	競技場全面貸 切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,710
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,280
				市外	1時間	2,850
		営利目的の場合				1時間
	競技場半面貸 切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570
				市外	1時間	850
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,420
		営利目的の場合				1時間
	個人利用 (1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000
		高校生			12回	500
小中学生			12回	200		
多目的ホール 1区画貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210	
			市外	1時間	310	
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420	
			市外	1時間	520	
	営利目的の場合				1時間	730

※利用料金の設定については、既存の市内スポーツ施設間相互の均衡を図るため、規模、機

南相馬市条例第 号

南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
【略】		【略】	
小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原46番地の1	小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原46番地の1
鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原186番地の1		
【略】		【略】	
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
施設区分	開館時間又は開場時間	施設区分	開館時間又は開場時間
【略】		【略】	
1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、 <u>鹿島体育館</u> 、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前9時から午後9時まで	1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前9時から午後9時まで
【略】		【略】	
別表第3（第21条関係）		別表第3（第21条関係）	
1 基本施設利用料金		1 基本施設利用料金	

多 目 的 一 画 切 り 利 用	非 営 利 目 的 の 場 合	体育競技 を目的と する場合	市内	1 時 間	210
			市外	1 時 間	310
	営 利 目 的 の 場 合	体育競技 以外を目 的とする 場合	市内	1 時 間	420
			市外	1 時 間	520
	営利目的の場合				1 時 間

【略】

備考

- 1 【略】
- 2 小高体育センター、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
(1)～(5) 【略】
- 3～8 【略】
- 2 附帯設備利用料金 【略】
- 3 電気設備利用料金 【略】

--	--	--

【略】

備考

- 1 【略】
- 2 小高体育センター、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
(1)～(5) 【略】
- 3～8 【略】
- 2 附帯設備利用料金 【略】
- 3 電気設備利用料金 【略】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツ施設条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に改正前の南相馬市スポーツ施設条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。
(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)
- 4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する

南相馬市規則第 号

南相馬市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市スポーツ施設条例施行規則（平成23年南相馬市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用手続)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、<u>鹿島体育館</u>、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>	<p>(利用手続)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

ール		小川町体育館	
小川町体育館		南相馬市サッカー場	
南相馬市サッカー場		北新田運動場	
北新田運動場		北新田野球場	
北新田野球場		南相馬市相撲場	
南相馬市相撲場		栄町柔剣道場	
栄町柔剣道場		【略】	
【略】			